

令和4年度第13回総会（月例）議事録

日 時	令和5年3月28日（火） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 堀之内 薫 本多 剛 穂満 和廣 横峯 明人
欠席委員 （2名）	池田 晃 上四元 正昭
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新村 支局主任 山崎、村田、末永、尾堂、東、小山田、小村、児之原、吉永 専門員 水盛、高山、吉満、矢崎、有村、渡邊 主 査 帖地、安樂 主 任 上崎 主 事 飯泉 主 任 米倉、西、平川
農政総務課	主 幹 濱畑 主 任 前田
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農用地利用集積計画の取下げに関する件 9 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 11 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件 12 令和5年度 最適化活動の目標設定について

報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none">1 裁判所から照会のあった農地等の現況について2 法務局から照会のあった農地等の現況について3 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について8 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について9 下限面積（別段の面積）の廃止について
---------	---

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第13回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
<p>谷山・伊敷支局</p>	<p>資料の修正についてお知らせです。</p> <p>議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号8号、議題10.「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」は、議案書発送後取下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。それに伴い、表紙の議題2の件数1件を0件に、議題5の件数23件を22件に、議題10の件数1件を0件に修正をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立しております。</p> <p>なお、欠席届が、池田委員、上四元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、岩元委員、豊留委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>議題11.「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」吉野の1件につきましては、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号11号の前に、審議する必要があるため、議題4の前に、審議をお願いいたします。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題7.「農用地利用集積計画の訂正に関する件」、議題8.「農用地利用集積計画の取下げに関する件」、議題11.「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～4 ページ 12件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 番号2号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 番号3号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号4号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、13番委員お願いします。</p>
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号6号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。 番号7号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号8号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号9号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。 番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、10番委員お願いします。</p>
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。 番号12号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>6ページ 2件</p>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：杉1, 600本、1, 680.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南・北…山林、西…農道、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号2号、貸家1棟34.78㎡、庭敷地等395.22㎡、東…本人畑、西…市道、南…宅地、北…私道、本人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「13番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、13番委員どうぞ。</p>
1 3 番 委 員	<p>番号1ですが、杉を1, 680㎡の中に1, 600本植えるというのは、あまりにも不合理ではないでしょうか。1㎡に1本というのはおかしいのではないですか。クヌギでも2m空けます。</p>
谷 山 支 局	<p>本件の申請で、被害防除計画の中に定期的な間伐作業をするということで計画が出ております。</p> <p>以上です。</p>

1 3 番 委 員	わかりました。
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題 1 1 . 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件 別冊資料 4 1 件	
議 長	<p>次に、冒頭で説明しましたとおり、議題 1 1 . 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件」吉野の 1 件を審議します。別冊資料 4 です。</p> <p>議題 4 . 「農地法第 5 条許可申請に関する件」吉野の番号 1 1 号の案件が、この特定農地貸付けに関連するので、併せて審議していただきたいと思います。</p> <p>審議に入る前に、農政総務課より、特定農地貸付けについて説明をお願いします。</p>
農 政 総 務 課	<p>別冊資料 4 の 3 9 ページをご覧ください。</p> <p>指定の農地で市民農園を開設する場合には、特定農地貸付法に基づき開設することとなっております。特定農地貸付法というのは、貸付方式の市民農園で、農地の貸借について、農地法の許可を不要とする農地法の特例を定めた法律です。</p> <p>特定農地貸付の要件としまして、</p> <p>① 1 0 アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。</p> <p>② 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。</p> <p>③ 貸付期間が 5 年を超えないこと。などの要件がございます。</p> <p>特定農地貸付けの承認にあたっては、貸付規程及び貸付協定を農業委員会へ提出し、承認を申請する必要があります。</p> <p>新しく開設する時又は、農地の所在や面積の変更が行われる時も、農業委員会の承認を受ける必要があります。</p> <p>具体的な流れにつきましては、4 0 ページをお目通しください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	それでは、吉野、1 5 番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。別冊資料4の18ページをお開きください。</p> <p>3. 貸付け農地の名称等 名称：〇〇農園 区画数：71区画（1区画20㎡） 利用料：1区画当たり年額3,000円 貸付期間：3年</p> <p>4. 承認検討内容、 申請者は、令和5年3月10日に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第5号イの規定に基づき、鹿児島市との間で面積変更に係る貸付協定を締結済である。</p> <p>申請地は、団地近くの市街化調整区域にあり、周辺状況は、住宅が連たんする地域である。</p> <p>登記地目が畑で、調査した結果、近隣の市民が身近に農作業の体験等を行うに適した場所であり、市民農園として利用されていることを確認した。</p> <p>また、今回の申請は農園の面積を縮小するものであるため、農地の規模についても妥当である。</p> <p>変更後の貸付規程は、別紙のとおりであり、申請地の位置、面積等に問題はなく、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の要件を満たしており、承認すべきと考える。</p> <p>9ページの第5条番号11と関連がありますので、併せて読み上げます。</p> <p>番号11号、用途・施設：住家1棟81.98㎡、庭敷地等371.02㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…別件特定農地貸付申請地、西・南…農道、北…里道、境界…土留、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目直しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11.「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件」吉野の1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>又、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号11号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 7ページ～13ページ 22件	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど吉野の1件につきましては、議題11.「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」と、併せて審議しておりますので、それ以外の21件について審議して頂きたいと思っております。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：建売住宅2棟178.03㎡、庭敷地等254.97㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…市道、西…水路、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟101.29㎡、庭敷地等114.71㎡、東…渡人田、西…他人田、南…農道、北…他人田、渡人畑、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、貸家1棟57.96㎡、庭敷地等240.04㎡、東…市道、渡人畑、西…渡人畑、南…他人田、北…受人畑、雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、農家住宅1棟45.00㎡、農業用倉庫1棟7.50㎡、庭敷地等435.50㎡、東…他人畑、西・南…受人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、谷山支所から北西へ約6.1kmに位置する10ha以上の農地の広がりの中にある第1種農地です。</p> <p>なお、第1種農地の農地転用は、原則許可することはできませんが、不許可の例外である農地法施行規則第33条第4条に定めている「集落接続施設」に該当することから、転用許可は止むを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号5号、住家1棟139.55㎡、庭敷地等296.45㎡、東…市道、西…貸人畑、南…宅地、北…農道、境界…石積、ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号6号、車両置場600.00㎡、通路等342.00㎡、東・西…他人田、南…山林、北…農道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、住家1棟110.55㎡、庭敷地等355.45㎡、東…里道、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、事務所兼倉庫兼車庫1棟450.00㎡、通路等645.00㎡、東・北…山林、西…県道、南…県道、山林、境界…土留、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、展示用住宅1棟118.37㎡、庭敷地等190.63㎡、東・西…宅地、南…雑種地、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、住家1棟124.21㎡、庭敷地等143.79㎡、東…農道、西・南・北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請地は、吉田支所から南西へ約1.8kmに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は、原則として農地転用することはできませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号13号、駐車場165.00㎡、転回場等186.00㎡、東・西・南…市道、北…宅地、山林、渡人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、住家1棟68.73㎡、庭敷地等238.27㎡、東・南…渡人畑、西…県道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、住家1棟116.03㎡、庭敷地等392.97㎡、東…市道、西…宅地、南…他人畑、宅地、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から南に約3.7kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号16号、太陽光発電580.05㎡、通路等674.95㎡、東・南…里道、西…雑種地、山林、北…山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は喜入支所から南西へ約2.9kmに位置する第2種農地 その他の農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル222枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を受けております。また九州電力との系統に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>番号17号、太陽光発電330.92㎡、通路等1,431.08㎡、東…他人畑、西…里道、南…里道、他人畑、北…里道、山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は喜入支所から南西へ約2.9kmに位置する第2種農地 その他の農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル134枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を受けております。また九州電力との系統に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>番号18号、太陽光発電452.10㎡、通路等514.90㎡、東…水路、西…市道、南・北…他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は喜入支所から南へ約3.6kmに位置する第2種農地の500m以内農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル208枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を受けております。また九州電力との系統に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
---------	---

議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、建売住宅2棟116.76㎡、通路205.00㎡、庭敷地等331.24㎡、東・西・北…宅地、南…宅地、私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、資材置場573.00㎡、駐車場150.00㎡、通路325.00㎡、東…宅地、西…水路、南…県道、北…農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、建売住宅15棟973.95㎡、通路760.00㎡、庭敷地等2,820.37㎡、東…宅地、里道、西…山林、南…市道、北…宅地、原野、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東に約2.3kmに位置する昭和42年から45年にかけて団体営農地造成事業が実施された「土地改良事業の施行区域にある農地」に該当するため「第1種農地」です。</p> <p>申請人は、市内で不動産業を営む法人で、今回申請地を買い受け建売住宅として転用しようとするものです。</p> <p>申請地は、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号22号、店舗1棟141.19㎡、物置1棟54.60㎡、展示場2,685.54㎡、駐車場62.50㎡、東・南…宅地、西…県道、北…貸人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、賃貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号23号、宅地分譲540.53㎡、通路116.04㎡、東…市道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号4、12、15、21号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>

2 番 委 員	番号22ですが、展示場2, 685.54㎡とありますが、何を展示するのですか。
松 元 支 局	カーデニングの展示場及び資材販売でございます。門扉、外柵、造園及びそれに関する資材の販売でございます。
2 番 委 員	わかりました。
1 3 番 委 員	太陽光発電が番号16、17、18に申請が出ていますが、備考欄のパネルの枚数を見ると、222枚、134枚、208枚と。しかし出力は同じ49.5kWと出ていますが、こんなにメーカーによって差があるのでしょうか。
事 務 局	面積とパネルの枚数につきましては、その地形の関係もありますので、その土地によって設置できる枚数というのは変わってくるようになると思います。出力につきましては、これは最大出力のkWを書いてございますので、最大出力50kW以上は、契約の仕方が違いまして、50kW未満の最大出力で49.5kWで、太陽光発電の契約をされているということで、49.5kWと記載しているところでございます。 以上です。
1 3 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」21件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、第1種農地である番号4、12、15、21号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。
議題5. 非農地認定に関する件 14ページ～17ページ 12件	
議 長	次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、2番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果：住家3棟、うち1棟、54年経過、うち2棟、58年経過、現況宅地。 以上です。

議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号2号、住家1棟、46年経過、物置1棟、60年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	ご報告します。 番号3号、調査結果：コサン竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号4号、調査結果：5234-1：コサン竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。5539：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号5号、調査結果：唐竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	ご報告します。 番号6号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 番号8号、調査結果：1580-7：住家1棟、33年経過、現況宅地。1580-8：倉庫1棟、47年経過、現況宅地。 番号9号、庭敷地として65年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、桜島、事務局お願いします。
桜 島 支 局	ご報告します。 番号10号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	ご報告します。 番号11号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号12号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。

議	長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農地利用変更届出に関する件 18ページ 2件</p>		
議	長	<p>次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員をお願いします。</p>
9	番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして、畑として利便性を高める。工事開始日：令和5年4月1日、工事終了日：令和5年4月30日、周囲の状況：東…農道、宅地、西・南…宅地、北…水路、境界…ブロック積、高さ…0.7m、作物…甘しょ、野菜、搬入土…黒土、シラス。 以上です。</p>
議	長	<p>次に、郡山、10番委員をお願いします。</p>
10	番 委 員	<p>ご報告します。 番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして、畑として利便性を高める。工事開始日：令和5年4月1日、工事終了日：令和5年9月30日、周囲の状況：東…本人畑、西…他人田、南…山林、北…宅地、境界…土留、高さ…1.0m、作物…野菜、搬入土…黒土、シラス。 以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用変更届出に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題 7. 農用地利用集積計画に関する件 19ページ～40ページ 40件	
議 長	<p>次に、議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>22ページ、番号 3、4号につきましては、議長自ら申請人となっている案件でございます。</p> <p>それでは、この案件につきましては、議事進行を会長代理にお願いすることといたします。</p> <p style="text-align: center;">(議長と会長代理は一旦席を交代します。)</p>
会 長 代 理	<p>それでは、議事を進行いたします。</p> <p>番号 3、4号は、「議事参与の制限」になります。</p> <p>従いまして、議長におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>議長におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(議長離席後)</p> <p>それでは、番号 3、4号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>番号 3号、地目：田、面積 1, 260. 00 m²、権利の種類：使用貸借権、設定期間 10年、区分：新規。</p> <p>番号 4号、地目：田、面積 1, 038. 00 m²、権利の種類：使用貸借権、設定期間 10年、区分：新規。</p> <p>令和 5年 3月 31日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18条第 3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

会 長 代 理	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号3、4号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、議長におかれましては、ご着席をお願いし、再び議事進行をお願いいたします。</p> <p>(議長、会長代理はそれぞれの席に着席後)</p>
議 長	<p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>39、40ページ、番号37、38号につきましては、13番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13番委員離席後)</p> <p>それでは、番号37、38号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>39、40ページをご覧ください。</p> <p>番号37号、地目：田、面積1,078.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：更新。</p> <p>番号38号、地目：田、面積863.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：更新。</p> <p>令和5年3月31日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号37、38号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの36件及び先ほどの4件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の19ページをご覧ください。 「議案第7号」、令和5年3月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 所有権移転権2件、2筆、5,533.00㎡。賃借権26件、34筆、34,048.00㎡。使用貸借権12件、23筆、15,808.80㎡。合計40件、59筆、55,389.80㎡です。 議案書の20ページから40ページは、農用地利用集積計画の内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 農用地利用集積計画の取下げに関する件 別冊資料2 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題8.「農用地利用集積計画の取下げに関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>この案件につきましては、11番委員自身が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、11番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>11番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(11番委員離席後)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題8.「農用地利用集積計画の取下げに関する件」です。</p> <p>別冊資料2 3ページをご覧ください。</p> <p>この案件につきましては、1月27日の総会において、審議していただき、1月31日に公告が済んでおります。その後、令和5年1月29日に譲渡人である方が亡くなり、所有権移転ができなくなったため、譲渡人の相続人及び譲受人連名による取下書が出たものであります。</p> <p>この取下げによりまして、1ページが取下げ前の利用集積計画の面積、2ページが取下げ後の利用集積計画の面積になります。</p> <p>今回審議していただき、承認後に取下げの公告を行う予定となっております。</p> <p>以上です。</p>

議	<p data-bbox="363 161 395 192">長</p> <p data-bbox="450 161 1407 232">ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p data-bbox="466 286 772 318">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p data-bbox="421 371 1487 488">それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農用地利用集積計画の取下げに関する件」１件につきましては、取下げ議案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p data-bbox="421 542 1487 613">次の審議に入ります前に、１１番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p data-bbox="466 667 727 698">(1 1 番委員着席後)</p>
---	---

議題 9. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件	
別冊資料 3 1 件	
議 長	次に、議題 9. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 3 です。 それでは、喜入、1 番委員お願いします。
1 番 委 員	ご報告します。2 ページです。 3. 変更後の用途、一般住宅 4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約 5.8 km に位置し、東・西・南側は渡人畑、北側は農道に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 9. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題 1 1. 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件	
別冊資料 3 1 件	
議 長	次に、議題 1 1. 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件」谷山の 1 件を審議します。別冊資料 4 です。 この案件につきましては、1 4 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。 従いまして、1 4 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 1 4 番委員におかれましては、離席をお願いします。 (1 4 番委員離席後) それでは、谷山、9 番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。別冊資料3の2ページをお開きください。</p> <p>3. 貸付け農地の名称等 名称：〇〇農園 区画数：30区画（1区画20㎡） 利用料：1区画当たり年額3,000円 貸付期間：3年</p> <p>4. 承認検討内容、 申請者は、令和5年3月1日に、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項第5号イの規定に基づき、鹿児島市との間で貸付協定を締結済である。 申請地は、団地近くの市街化調整区域にあり、周辺状況は、住宅が連たんする地域である。 登記地目が田で、調査した結果、休耕しているが耕作可能な土地である。 また該地は住宅地に囲まれているため、近隣の市民が身近に農作業の体験等を行うに適した場所・規模である。 貸付規程は、別紙のとおりであり、申請地の位置、面積等に問題はなく、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の要件を満たしており、承認すべきと考える。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題11.「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る意見書に関する件」谷山の1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の審議に入ります前に、14番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>（14番委員着席後）</p>
議題12. 令和5年度 最適化活動の目標設定について 別冊資料5	
議 長	<p>続きまして、議題12.「令和5年度 最適化活動の目標設定について」を審議します。別冊資料5です。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題12.「令和5年度 最適化活動の目標設定について」でございます。</p> <p>これは、最低化交付金を受けるために、市町村ごとに、最適化の目標を設定しなければならないということで通知が出ておりますので、その案をお示しするものでございます。</p> <p>1 最適化活動の成果目標</p> <p>(1) 農地の集積</p> <p>①目標年度 令和12年度末の集積率90%、こちらについては、令和4年度と同じ数値でございます。</p> <p>②5年度の新規集積面積25.9ha、令和4年度においては20.2haでしたが、こちらの方の数値につきましては、過去3年間の集積率を基に20.2haと決定いたしました。令和5年2月末現在の新規集積面積が3.33haになっており、この集積面積では認められそうにない数値になっておりますので、鹿児島県の設定した集積目標と同じとすることで、設定目標としたいと思っております。鹿児島県の設定した集積目標の積算根拠につきましては、2ページから4ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>(2) 遊休農地の解消</p> <p>①令和4年度末の遊休農地（1号遊休農地）の4分の1とする。国が令和8年度末（4年間）までに全ての遊休農地の解消を目標としているため、この数値の設定となります。遊休農地の推移といたしましては、令和3年度末が307.9ha、令和4年12月末が300.4haとなっており、目標が達成できていないところでございます。</p> <p>(3) 新規参入者の促進</p> <p>①過去3年間（平成29年度から令和元年度）の権利移動面積の平均の1割以上とする。令和4年度目標は、8.3ha、令和4年12月末で、5.0haの集積となっております。</p> <p>2 最適化活動の活動目標</p> <p>(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標</p> <p>①1人当たりの活動日数10日/月 これは、令和4年度と同じです。但し、農林水産省の局長通知におきまして、前年度の成果、鹿児島市においては、12月末で、農業委員が13.1日/月、推進委員が12.9日/月という数値が出ております。3月末におきましても同じような数値で、大体12日の平均活動日数になるようです。来年度の活動日数の目標は12日以上/月と定めなければならないと思っております。活動日数につきましては、活動日数の達成率に応じて、評価されるわけではなく、活動日数10日を超えた時に評価点数なので、13日を超えた時に何点という形の目標に対する達成率ではなく、活動日数による評価点になっておりますので、目標日数自体はあまり影響がないと思っております。</p> <p>(2) 活動強化月間の目標設定</p> <p>これは、要綱上、1年のうち3ヵ月間は活動強化月間として活動していただくと目標を定めるとなっているのですが、これは、県の農業会議を通じて、令和5、6年度につきましては、地域計画の意向調査が全地域で実施しなければならない。活動強化月間以外の活動をさらに強化して行うということは困難であるということで、国の方に活動強化月間の目標設定については、どうにかならないものかということで、相談をしているところでございます。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加目標</p>
------------	--

	<p>開催時期が令和6年1月、相談会名は、県主催のかごしま就農・就業相談会で、推進等の参加目標としたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>提案事項について、事務局と運営連絡会では、このように2点ということにまとめました。原案どおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題12.「令和5年度 最適化活動の目標設定について」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について 41ページ 1件	
議 長	報告事項1「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 それでは、松元、17番委員お願いします。
17番委員	報告します。41ページです。 照会日：令和5年3月2日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：買受適格証明書を有する者に限らない。令和5年3月9日 鹿児島地方裁判所へ報告済。
2. 法務局から照会のあった農地等の現況について 42ページ～44ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9番委員	報告します。42ページです。 照会日：令和5年3月2日、現況：不明、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、所在不明である。 処理状況：令和5年3月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	報告します。43ページです。 照会日：令和5年3月2日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年3月15日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
10番委員	報告します。44ページです。 照会日：令和5年3月1日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年3月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。
3. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について 45ページ 1件	
議 長	報告事項3「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」 それでは、本局、2番委員お願いします。

2 番 委 員	<p>報告します。45ページです。</p> <p>照会日：令和5年2月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和5年3月2日 鹿児島市長へ報告済。</p>
<p>4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 46ページ～47ページ 2件</p>	
<p>5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 48ページ～54ページ 21件</p>	
<p>6. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 55ページ～56ページ 3件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項6「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>46ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は2件です。 登記地目別では、田4筆、3,415.00㎡、畑2筆、2,124.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が2件。権利の種別は、所有権が2件。農業委員会によるあっせん等は、無が2件となっております。 47ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、48ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が2件、その他が1件、合計3件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が8件、駐車場が6件、資材置場が4件、合計18件となっております。 49ページは、4条関係3件、50ページから54ページは、5条関係18件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、55ページから56ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。 吉田地区で1件、喜入地区で1件、松元地区で1件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。</p>

7. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料6 44件	
議 長	次に、報告事項7「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料6です。 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	報告事項7「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料6をご覧ください。 先月の地区推進協議会等で計44筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。 以上です。
8. 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料7	
議 長	次に、報告事項6「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」別冊資料7です。 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	報告事項8「鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」報告いたします。 別冊資料7をご覧ください。 表の一番下の合計欄をご覧ください。 まず、二段書きの上の段の1月分については、訪問戸数86戸、うち不在17戸、調査回答戸数69戸、貸出希望6戸115.61㎡、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。 各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。 以上で報告を終わります。
9. 下限面積（別段の面積）の廃止について 別冊資料8	
議 長	次に、報告事項9「下限面積（別段の面積）の廃止について」別冊資料8です。 それでは、事務局の報告をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>報告事項9 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段面積）の廃止について</p> <p>平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなったことを受け、本市においては、平成24年1月1日から市全域の下限面積要件を20aと定めておりました。</p> <p>しかし、令和4年5月27日に公布された農地法の一部改正により、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件が廃止されました。</p> <p>よって、この法改正に伴い本市で定めている下限面積（別段面積）についても廃止いたします。</p> <p>1 廃止する下限面積等 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段面積） 20a 鹿児島市全域</p> <p>2 廃止日 令和5年3月31日</p> <p>3 根拠 令和4年5月27日公布、令和5年4月1日施行の農地法の一部改正により、下限面積要件が廃止されたため。</p> <p>以上です。</p>
--------------	--

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前11時10分)</p> <p>ここで、皆様にご案内します。4月1日付けの人事異動に伴いまして、事務局職員の異動がございました。事務局より紹介をお願いします。</p> <p>(異動職員紹介後)</p> <p>また、三浦事務局長、吉野支局の矢崎専門員におかれましては、3月末をもって退職されることになっております。それぞれ一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p> <p>まず、三浦事務局長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>(三浦事務局長挨拶終了後)</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、吉野支局の矢崎専門員よりご挨拶をお願いします。</p> <p>(矢崎専門員挨拶終了後)</p> <p>ありがとうございました。長い間、市政に尽力いただき大変お疲れ様でした。</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和5年度第1回総会（月例）開催日時は、 令和5年4月28日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時20分）</p>